

広島中央エコパーク整備事業
(高効率ごみ発電施設建設・運営)

基本協定書 (案)

平成28年4月

広島中央環境衛生組合

広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営） 基本協定書（案）

広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）は、広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）（以下「本事業」という。）に関して、本事業の募集要項に従い総合評価一般競争入札を実施し、最も優れた評価の応募者である【（応募企業又は応募グループ（代表企業である○、出資者である○、出資者である○、非出資者である○及び非出資者である○をいう。））】を落札者と決定した。

組合と落札者は、本事業の基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定において使用される用語は、本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）入札説明書の定義によるものとする。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関して、組合が【応募者○】を落札者として決定したことを確認し、第2条第1号から第5号に定める各契約の締結に向け、組合及び落札者の権利、義務等について必要な事項を定めるものとする。

2 本協定において、次の用語は、次に規定する意味を有する。

- (1) 「出資者」とは、落札者のうち、運営事業者に出資する企業である、【○、○及び○】を個別に又は総称していう。
- (2) 「非出資者」とは、落札者のうち、運営事業者に出資しない企業である、【○、○及び○】を個別に又は総称していう。
- (3) 「代表企業」とは、落札者のうち、【○】をいう。
- (4) 「建設工事請負事業者」とは、落札者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体である【○】をいう。
- (5) 「処理残渣等運搬事業者」とは、落札者のうち、処理残渣等運搬業務を担当する単独または複数の企業である【○】をいう。
- (6) 「資源化等処理事業者」とは、落札者のうち、資源化等処理業務を担当する単独または複数の企業である【○】をいう。
- (7) 「落札者」とは、出資者及び非出資者を個別に又は総称していう。なお、落札者には、建設工事請負事業者、処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者を含む。
- (8) 「運営事業者」とは、出資者が出資を行い、本施設の運営業務を担当するために設立される特別目的会社をいう。
- (9) 「民間事業者」とは、落札者及び運営事業者の総称をいう。

(事業契約)

第2条 本事業における事業契約は、次の各号に掲げる契約から構成される(以下総称して又は個別に「事業契約」という)。

- (1) 広島中央エコパーク整備事業(高効率ごみ発電施設建設・運営)基本契約
契約締結者:組合、民間事業者(建設工事請負事業者、処理残渣等運搬事業者、資源化等処理事業者を含む。)
- (2) 広島中央エコパーク整備事業(高効率ごみ発電施設建設・運営)建設工事請負契約
契約締結者:組合、建設工事請負事業者
- (3) 広島中央エコパーク整備事業(高効率ごみ発電施設建設・運営)運営業務委託契約
契約締結者:組合、運営事業者
- (4) 広島中央エコパーク整備事業(高効率ごみ発電施設建設・運営)処理残渣運搬業務委託契約
契約締結者:組合、処理残渣等運搬事業者(処理残渣等運搬事業者が複数の場合には、組合は、それぞれの処理残渣等運搬事業者と契約を締結する。)
- (5) 広島中央エコパーク整備事業(高効率ごみ発電施設建設・運営)資源化等処理事務委託契約
契約締結者:組合、資源化等処理事業(資源化等処理事業者が複数の場合には、組合は、それぞれの資源化等処理事業者と契約を締結する。)

(運営事業者の設立等)

第3条 出資者は、本協定締結後速やかに、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として、運営事業者を設立する。

- 2 出資者は、運営事業者をして、組合の事前の承諾なく、本事業及びこれに附帯する業務以外の業務を行わせてはならない。
- 3 運営事業者の定款は、次の各号に従って作成しなければならない。
 - (1) 運営事業者の目的は、本事業の運営業務の実施のみであること。
 - (2) 運営事業者の本社所在地は、東広島市、竹原市、大崎上島町のいずれかの市町内であること。
 - (3) 運営事業者の株式は譲渡制限株式の1種類とし、会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。
 - (4) 会社法第108条第2項各号所定の定めがないこと。
 - (5) 監査役及び会計監査人の設置は任意とする。ただし、設置する場合は、会社法第326条第2項の規定により、監査役及び会計監査人の設置に関して定款に定めがあること。
- 4 出資者は、運営事業者の設立及び運営について出資者間で締結する株主間契約(以下「株主間契約」という)において、次の各号に掲げる条件で合意するものとし、かつ、事業期間にわたってこれを維持するものとする。
 - (1) 運営事業者の設立に当たり、出資者のすべてが出資を行うこととし、出資者以外からの出資は認めないこと。
 - (2) 代表企業の株式(議決権付普通株式をいう。以下同じ。)保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

- (3) 出資者は、運営事業者の資本金を、運営事業者の設立時から事業期間を通じて、株式保有割合に応じた一定額以上維持すること。
 - (4) 運営事業者の設立当初の資本金額及び株主構成は、別紙1のとおりであること。(ただし、資本金額及び株主構成の変更に係る組合の事前の書面による承諾がある場合を除く。)
 - (5) 出資者は、組合の事前の書面による同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わず、また、運営事業者をして、設立時の株主以外の者に対して株式の割り当てをさせないこと。
 - (6) 出資者は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合等、事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合には、連携して運営事業者への追加出資又は融資等の支援措置を検討すること等により、運営事業者を倒産させないよう最大限の努力を行うこと。
 - (7) 運営事業者が運営業務を実施するための人員の確保に協力すること。
 - (8) 第8条に定める役割分担が株主間契約に規定されること。
 - (9) 運営事業者をして、事業契約に基づく義務を遵守させること。
- 5 出資者は、運営事業者を設立したときは、速やかに、商業登記の全部事項証明書並びに定款及び株主間契約の原本証明付きの写しを添えて、組合にその設立及び株主構成を書面により報告しなければならない。また、変更があったときは、その都度遅延なく、変更後の商業登記の全部事項証明書並びに定款及び株主間契約の原本証明付きの写しを発注者に提出するものとする。
- 6 出資者は、運営事業者が設立された後、速やかに、別紙2の様式による出資者保証書を作成して、組合に提出するものとする。

(株式の譲渡等)

- 第4条 出資者は、本協定の終了に至るまで、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、その保有する運営事業者の株式を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分をしないものとし、また、運営事業者をして、出資者以外の第三者に対し、新株又は新株予約権の発行その他の方法により資本参加を認めさせる場合には、組合の事前の書面による承諾を得るものとする。
- 2 出資者は、組合の要請に応じ、その保有する運営事業者の株式に組合を担保権者とし、組合の運営事業者に対する債権を被担保債権とする第一順位の担保権を設定しなければならない。

(事業契約についての協議及び締結)

- 第5条 落札者は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本協定締結後、平成29年2月を目途として、組合が別途指定する広島中央環境衛生組合議会に対する事業契約の承認等に係る議案提出日までに、組合との間で締結し又は締結させるものとする。
- 2 前項の仮契約は、事業契約の締結について広島中央環境衛生組合議会の議決を得たときに正式契約として成立するものとする。なお、本協定において「事業契約の締結」とは、事業契約の仮契約が広島中央環境衛生組合議会の議決を得て正式契約として成立することをいう。
- 3 組合及び落札者は、入札説明書等の条件及び落札者が組合に提出した事業提案書類に基づき、別紙3のスケジュールに従い、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に協議するものとし、可及的速やかな事業契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとする。
- 4 組合と落札者は、広島中央環境衛生組合一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会が落札者の事業提案書類に対して示した要望、指摘等を実現すべく、協議を行うものとする。

(事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金)

第6条 組合は、落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を締結しないことができる。

- (1) 本協定締結後、正当な理由なく、本協定に規定する事項に着手しないとき。
- (2) 落札者の自らの都合により契約を締結しないことを申し出たとき。
- (3) 落札者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(落札者が個人である場合にはその者を、落札者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により、組合が事業契約を締結しない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、組合の指定する期間内に支払わなければならない。

3 組合に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、組合は、落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(不正行為に対する措置)

第7条 組合は、落札者が次の各号の一に該当するときは、事業契約を締結しないことができる。

- (1) 落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、同法第49条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 落札者が、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、同法第50条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 落札者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決(この契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
- (4) 落札者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

- (5) 落札者（落札者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 組合は、排除措置命令又は納付命令が落札者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、事業契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第1号から第4号までに規定する確定したときをいう。）は、事業契約を締結しないことができる。
- 3 前二項の規定により、組合が事業契約を締結しない場合、落札者を構成する各当事者は、共同連帯して、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、組合の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 組合に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、組合は、落札者を構成する各当事者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者を構成する各当事者は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

（役割分担）

第8条 本事業の実施において、落札者を構成する各当事者は、組合の事前の書面による承諾を得た場合を除き、それぞれ、別紙4（提案による）に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

（準備行為等）

- 第9条 事業契約締結前であっても、落札者は、自己の責任と費用により、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、組合は、必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力するものとする。
- 2 落札者は、事業契約の締結後速やかに、前項の定めるところに従つてなされた準備行為の結果を当該事業契約の当事者である事業者へ承継させるものとする。
- 3 組合及び落札者は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

（その他事業契約の不成立）

- 第10条 組合及び落札者のいずれの責めにも帰すべきでない事由により、組合と落札者が事業契約の締結に至らなかった場合、既に組合と落札者が本事業の準備に関して各自が支出した費用は、各自が負担するものとし、組合及び落札者は、事業契約の締結に至らなかったことに起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認する。
- 2 組合の責めに帰すべき事由により組合と落札者が事業契約の仮契約の締結に至らなかった場合において、落札者に損害を与えた場合、組合は、その損害を賠償しなければならない。なお、広島中央環境衛生組合議会により否決された場合は、組合及び落札者のいずれの責めにも帰さないものとし、前項の規定を適用するものとする。
- 3 落札者の責めに帰すべき事由により組合と落札者が事業契約の締結に至らなかった場合、出資者は、共同連帯して、入札金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額の10%に相当する額を違約金として、組合の指定する期間内に支払わなければならない。

4 組合に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、出資者は、組合に対して共同連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、落札者が既に解散しているときであっても、組合は、出資者に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、出資者は、組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(本協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日の翌日から事業契約締結の日までとする。ただし、事業契約のうちいずれかの契約が締結できないことが確定した場合には、本協定は終了するものとする。また、本協定が終了した場合においても、本協定の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本協定の終了前の作為・不作為に基づき本協定の終了後に発生した本協定に基づく義務若しくは責任は、有効である。

(秘密保持)

第 12 条 組合及び落札者は、本協定又は本事業に関して相手方から提供を受けた秘密情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏洩しないこと、及び本協定の目的以外には使用しないことを各自確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に組合又は落札者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 組合及び落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の定めにかかわらず、組合及び落札者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 本事業に関する資金調達等のために開示を必要とする場合
- (5) 組合が関係法令等に基づき開示する場合
- (6) 組合と落札者につき守秘義務契約を締結した組合のアドバイザーに開示する場合

4 落札者は、本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、組合の定める諸規定を遵守するものとする。

(本協定に基づく権利義務の譲渡等の禁止)

第 13 条 組合及び落札者は、相手方の承諾なく、本協定に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(債務不履行等)

第 14 条 組合及び落札者は、本協定に基づく義務を履行せず、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 15 条 本協定は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本協定に係る訴訟については、広島地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第 16 条 本協定に定めのない事項については、組合及び落札者が別途協議して定めることとする。

[以下余白]

以上を証するため、本協定〇通を作成し、組合並びに落札者は、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

組合 広島県東広島市西条町上三永 766 番地 1
広島中央環境衛生組合
管理者 藏田 義雄 印

落札者

【出資者（代表企業）】

[住所]
[会社名]
[代表者名] 印

【出資者】

[住所]
[会社名]
[代表者名] 印

【出資者】

[住所]
[会社名]
[代表者名] 印

【出資者】

[住所]
[会社名]
[代表者名] 印

【非出資者】

[住所]
[会社名]
[代表者名] 印

【非出資者】

[住所]
[会社名]
[代表者名] 印

【別紙1（第3条関係）】

運営事業者の設立当初の資本金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
出資金合計	円

【別紙2（第3条関係）】

出資者保証書

〔運営事業者〕の株主である〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇（以下「株主」という。）は、本日付けをもって、広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）に対し、組合の行う広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）に関して、平成〇年〇月〇日付広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証します。

記

- 1 〔運営事業者〕は、〔 〕年〔 〕月〔 〕日に、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として適法に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在すること。
- 2 〔運営事業者〕の発行済株式総数は、〔 〕株であり、株主間契約の定めにしたがって、これら株式の全部を当社らが保有し、そのうち、〔 〕株は代表企業が、〔 〕株は〔 〕が、〔 〕株は〔 〕が、〔 〕株は〔 〕が保有していること。
- 3 株主は、基本協定に別途定める場合又は組合の承諾がない限り、基本協定に定める出資割合等を変更しないこと。
- 4 株主が保有する〔運営事業者〕の株式に、組合の要請に応じ、担保権を設定すること。
- 5 その他基本協定の定めを遵守すること。

平成 年 月 日

広島中央環境衛生組合 管理者 藏田 義雄 様

【出資者（代表企業）】

〔 住所 〕

〔 会社名 〕

〔 代表者名 〕

印

【出資者】

〔 住所 〕

〔 会社名 〕

〔 代表者名 〕

印

【非出資者】

〔 住所 〕

〔 会社名 〕

〔 代表者名 〕

印

【別紙3（第5条関係）】

スケジュールは次のとおりである。

平成28年12月以降（速やかに）	運営事業者の設立
平成29年2月	事業仮契約の締結
平成29年3月	事業契約の正式契約としての成立

【別紙4（第8条関係）】 本事業の実施体制図、役割分担

【事業者提案により記載】